

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

所得税・副業収入 300 万円問題、帳簿書類の作成と保存があれば概ね事業所得

1 いわゆる「副業収入 300 万円問題」とは？

副業を希望する方は年々増えています。

副業を始める理由は、収入を増やしたい、やりがいのある仕事をしてみたい、スキルアップしたい、と人それぞれです。

昨今の物価高騰の影響で、少しでも収入を増やすために、これから副業しようかな？と考えている方も多いのではないのでしょうか。

日本政府は、副業を推進しています。そのため法律を改正し、企業に副業を認めるような社内ルール作成などの環境づくりを求めています。



このような社会の流れのなか、今年の8月に国税庁は「主たる所得以外の所得年収が300万円以下なら原則として雑所得にしたいけど、どうですか？」と改正案を発表しました。

つまり、副業収入が300万円以下ならば節税効果のない雑所得にして統一しましょうよ、というものです。

これは副業する会社員が増えて、副業収入を事業所得として申告し赤字を会社からの給与所得と損益通算して節税する人が増えてきたため、それを封じ込めようとするものでした。

そもその問題は事業所得なのか雑所得なのかの区別があいまいな点にあります。

この国税庁の改正案に対して意見募集（パブリックコメント）には7,000通を超える意見が寄せられ、その結果、国税庁の案は大幅に修正されました。国民の考えが国税庁の意見を変えさせたことは今までにないことです。

新しいルールは令和4年分の確定申告から適用される予定ですので、既に副業収入がある方は今年分の申告から変更となります。

2 「事業所得」と「雑所得」の違い

税法上、個人の所得は10種類に区分されています。

雑所得とは他の9種類の所得のいずれにもあてはまらない所得をいい、原稿料やアフィリエイト収入など副業にかかる収入の多くは雑所得となります。雑所得は、収入から必要経費を差し引いた金額が赤字であっても、他の所得からその赤字額を引くことができません。

これに対して事業所得で申告する場合は、「損益通算」「繰越控除」、「65万円の所得控除」と様々な特典がついています。

3 改正通達の内容

副業収入がある場合には、帳簿書類の作成と保存が必要となりました。できれば複式簿記による帳簿作成が望ましいです。今回の改正では原則的に「本業」「副業」などは区別せず、帳簿書類を適正につけている場合は、収入金額にかかわらず事業所得とすることができます。

当初国税庁の案で出た300万円の金額によって事業所得か雑所得かを判断はしません。ただし、事業所得か雑所得のどちらに当てはまるのかどうかについて、社会通念上で総合的に判断するという、あいまいな基準はそのままです。

つまり金額ではなく、帳簿の有無が判断のポイントとなりました。

収入金額	帳簿あり	帳簿なし
300万円超	概ね事業所得※	雑所得
300万円以下		雑所得

※ただし帳簿をきちんとつけていても事業所得が否認されることがあります。個人の申告の内容によっては個別に判断するとの注意書きがされています。

事業所得ではなく雑所得であると判断する個別判断事項

① 副業収入の金額

副業による収入金額が少ない場合（だいたい300万円以下）で本業の10%未満の場合

② 営利性

赤字がつづいているにも関わらずに、赤字解消の努力をしていない場合。偽装赤字は許されません。給与所得と損益

通算を目的に損失を出し続けているような副業ビジネスはこの要件に該当して雑所得に該当するといわれる可能性があります。個別に判断とは、税務調査で調べますとのこと。税務調査が入り申告内容が否認される可能性もできます。

改正通達は出ましたが、事業所得と雑所得についての線引きはいまだ社会通念上というあいまいな判断基準になりますので、判断に迷うときは担当者や当事務所までお問合せ下さい。



副業詐欺やトラブルにご注意ください。

副業に関連した詐欺やトラブルは年々増加しています。

「誰でも簡単に稼げる」といったウソのうたい文句で副業のやり方を示したマニュアルを購入させる手口などが報告されています。消費者庁でも悪質な勧誘者の名前を公表するなどして、注意を呼びかけています。他人事と思わずにご注意ください。

当たり前のことですが、本当に儲かっている人は、儲かっていることや儲ける方法を人には言いません。

列島を襲い続ける豪雨災害被災による資金難に備えましょう

一般的に7月から9月までを「台風シーズン」と称し、10月に入ればひと段落の印象がありますが10月以降も油断は禁物です。シルバーウィーク中に全国を縦断した台風14号は過去最強クラスの規模となり、その翌週に来襲した台風15号も静岡県内で記録的な大雨をもたらし、停電や断水、土砂崩れなどの深刻な被害を及ぼしております。台風が直撃した地域では事業が滞り、多くの企業で資金難に陥っております。深刻な自然災害が起きた地域に「災害救助法」が適用されれば、政府による各種支援が受けられるようになります。災害救助法が適用されると、日本政策金融公庫は最大1.5億円の災害復旧貸付を行います。また、信用保証協会は融資額の100%を保証するセーフティネット4号（通常の枠とは別枠で最大2.8億円を保証する）を適用します。

税制面でも、災害時の救済策を活用すればより多くの現金を手元に残しておくことが可能です。法人税などの国税については、所轄の税務署長の承認を受けることで災害から2ヶ月の範囲内で納期限を延長し、延滞税を免れます。さらに、災害によって社屋や設備に被害があったときには、全財産のおおむね20%以上

の損失を受けているといった基準を満たせば最長1年間の納税猶予を受けられます。また、被災により資金難に陥ったなどの事情があるケースでも最長2年間にわたり納税が猶予されます。これらの特例を組み合わせれば、認められる期間は損失の程度によって変わるものの、最大で3年間の猶予措置が適用可能となります。災害によって生じた損失については10年間にわたって繰越欠損金として控除を受けられ、前年(青色申告法人であれば2年以内)に納めた法人税があれば、損失に応じて還付を請求できます。地方税についても固定資産税の減免など各自治体が災害時の特例を用意しておりますので確認しておくことも大事かと思います。

災害救助法の支援を受けるためには「被災証明書」や「罹災証明書」が必ず必要になります。自治体によっては申請の際に「何メートルのところまで浸水したか」「建物がどの程度損壊したか」といった被害状況を証明するものがなければ十分な救済措置が受けられなくなる場合がございますので、スマートフォンなどを活用して多くの画像データを残しておくことがポイントです。

様々な保険料が変わります！

雇用保険料

令和4年10月1日から、労働者負担・事業主負担の保険料率に変更になりました。両者ともに2/1000上がります。この引き上げの背景は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、事業縮小や休業により雇用環境が悪化し、雇用保険の支出が増大したためです。雇用保険料率引き上げにより雇用保険料収入の増加を図り、雇用保険事業の安定を図ることが目的とされています。自社で給与計算をされている方は、雇用保険料率の変更の設定をお忘れのないようお気を付け下さいませ。

令和4年10月1日～令和5年3月31日の雇用保険料率表			
	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

火災保険料

令和4年10月1日以降に適用される契約について、値上げが適用されます。火災保険の値上げの要因は、近年増加している

未来を語り 未来を創り 未来に残す。

台風や地震などの自然災害により保険金の支払金額が増加していることや築年数の古い住宅の増加により損壊のリスクが高まっていることが挙げられます。また、割安な長期間契約が最長10年から5年に変更されました。

地震保険料

全国平均で0.7%値下げされます(都道府県や建物の構造によって、最大29.9%の値上げ、38.1%の値下げ)。この要因は、耐震性の高い住宅が普及したためです。また、地震保険は単独での加入はできず、火災保険料に附帯する形となります。

令和4年度年末調整について

9月22日、国税庁のホームページに「年末調整がよくわかるページ」開設されました。令和4年の年末調整の計算に当たって令和3年と大きな改正事項はありませんが、例年税務署から送付されていた「年末調整のしかた」「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」「源泉徴収額表」はなくなり、注意点や変更点を示したリーフレットに変わります。

QRコードを読み込むと該当ページにリンクします。



今月も無料相談会を開催します！

当事務所では、相続事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催いたします。

日時：毎週水曜日 10:00～16:00の時間

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加下さいませ。

毎週水曜個別 無料相談
相続・贈与
開業支援
経営

096-368-2030



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

企業シリーズ：301



BACK
COUNTRY
LAB

なかはた農園は、農業・農村の未来をデザインし、
人・地域・社会の幸せを実現します

- ・稼げる農業を実践し、従業員一人一人が自分の夢を実現できる職場を目指します
- ・食べる人の笑顔を作る農業を実践します。期待を超える品質の商品・サービスを提供するために最善を尽くします
- ・農村・地域の農業の担い手という自覚を持ち、積極的にこれからの農業・農村の価値・在り方を現在から未来に向けて探求していきます

なかはた農園でのいちご

営業日/営業時間

今年のイチゴ狩スケジュール

・営業日、定休日

12・1月は完全予約制(火曜・水曜定休日)

2月1日～5月GWまで通常営業(月、木、金、土、日、祝日)

イチゴの手入れのため火曜・水曜定休日

*地域行事を優先し休業することもあります。ご了承ください。

・営業時間

AM9:30～PM5:00(最終受付PM4:30)

採れたてこだわりイチゴの直売もやっています。

「ラインの友達登録をお願いします!!」↓

バックカントリーラボ株式会社

〒861-3522 熊本県上益城郡山都町白小野168

TEL: 0967-72-9222 HP: nakahata-nouen.com



製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
http://www.mirai-town.net/